

「愛媛玉串料違憲訴訟」最高裁勝訴に関する声明

私たちは、最高裁大法廷（三好違裁判長）が「愛媛玉串料違憲訴訟」において、違憲判決を行ったことを高く評価する。日本国憲法施行五〇年にしてこのような判決を獲得した意義は大きい。

この訴訟は、靖国神社や護国神社に対する愛媛県の玉串料などの公費支出が憲法の政教分離原則に違反するとして、住民が県知事らに公金返還を求めたものである。本日、最高裁大法廷は高松高裁判決を破棄し、原告勝訴の画期的な判断を行った。これは直接靖国神社に関わる政教分離訴訟において最高裁が戦後初めて行った憲法判断である。

一九七七年の「津地鎮祭違憲訴訟」判決以来、最高裁はいわゆる「目的効果基準」によって、一八八年の「自衛官合祀拒否訴訟」、同年の「箕面忠魂碑違憲訴訟」の神道儀式が、単なる社会儀礼あるいは習俗であると断じ、政教分離原則に違反しないとしてきた。

他方、一九九一年仙台高裁の「岩手靖国違憲訴訟」、一九九二年大阪高裁の「即位礼大嘗祭違憲訴訟」などの下級審判決では、同じ「目的効果基準」によって、政府や地方自治体などの神道儀式への関わりが違憲とされ、「目的効果論」の根拠の無さが明らかになってきた。一九八九年の本件松山地裁判決においても、玉串料支出を「一般人に対しても、靖国神社は他の宗教団体とは異なり特別のものである」、「ひいては同神社の祭神に対しては各人の信仰のいかんにかかわらず畏敬崇拜の念を持つのが当然である」との結論に導くと判断し、県側の違憲性を指摘していた。

戦前・戦中の国家権力と神道の結びつきは、天皇制軍国主義国家を生み出し、多くの日本国民を侵略戦争にかりたて、アジアの民衆に多大な惨禍をもたらした。今回最高裁は、政教分離原則がこの歴史の反省から生まれたという原告の主張を認め、政府や地方自治体などの靖国神社や護国神社への関与を禁じた。これは極めて正当な判断である。

このような判決を引き出したことは、ひとえに一九六五年の「津地鎮祭違憲訴訟」の提訴以来の忍耐強い反ヤスクニ運動の成果でもあり、少数者としてのキリスト教会と基本的人権を確立するために闘う市民とが連帯して戦後社会になしえた貢献である。

私たちキリスト者は、信教の自由と政教分離原則が、神の公正と正義によって国家と対峙したイスラエルの預言者やイエス・キリストの教えに基づくと信じている。また歴史において、バプテストの先達は、これらが基本的人権の根幹をなすものと信じ求めてきた。

民主主義は不断の努力によって闘い取られていくものである。政教分離原則（憲法第二〇条・八九条）の確立は、日本社会における民主主義の成熟の試金石である。私たちはかつて、時の権力にもねる最高裁を包む闇を知らされた。しかし、今回の判決において、日本社会に一筋の希望をかいま見た思いを持つ。私たちはこれから、首相の靖国神社公式参拝、伊勢神宮参拝、天皇の護国神社参拝などを批判し、監視の目を光らせて行きたい。また、現在全国各地で闘われている政教分離訴訟、天皇制儀礼の違憲性をめぐる闘いが勝利することを確信する。

「わたしはあなたの神、主であって、あなたをエジプトの地、奴隷の家から導き出した者である。あなたはわたしのほかに、なにもものをも神としてはならない」（出エジプト記二〇・二〜三）

一九九七年四月二日